

箕面市民温水プール指定管理業務に係る協定書  
(案)

令和7年 ● 月

箕面市

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 (本協定の目的)
- 第2条 (指定管理者の指定の意義)
- 第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)
- 第4条 (信義誠実の原則)
- 第5条 (管理物件)
- 第6条 (指定期間)

## 第2章 本業務の範囲と事業内容

- 第7条 (本業務の範囲)
- 第8条 (業務範囲の変更)
- 第9条 (本業務の事業内容)

## 第3章 本業務の実施

- 第10条 (本業務の実施)
- 第11条 (開業準備)
- 第12条 (第三者による実施の制限)
- 第13条 (管理物件の維持保全等)
- 第14条 (緊急時の対応)
- 第15条 (適正な手続きの確保)
- 第16条 (個人情報の保護)
- 第17条 (情報の公開)

## 第4章 備品の扱い

- 第18条 (甲による備品の貸与)
- 第19条 (乙による備品等の購入)

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

- 第20条 (事業計画書)
- 第21条 (定期報告書)
- 第22条 (事業報告書)
- 第23条 (開業準備業務・維持管理業務・運営業務のモニタリング)

## 第6章 委託料及び利用料金

- 第24条 (委託料)
- 第25条 (委託料の支払)
- 第26条 (利用料金収入の取扱い)
- 第27条 (利用料金の決定)

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

- 第28条 (損害賠償等)
- 第29条 (第三者への賠償)
- 第30条 (保険)
- 第31条 (不可効力発生時の対応)
- 第32条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)
- 第33条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)

## 第8章 指定期間の満了

- 第34条 (業務の引継ぎ等)
- 第35条 (原状復帰義務)
- 第36条 (備品等の扱い)

## 第9章 指定期間満了以前の指定の取消し等

- 第37条 (乙の構成員の変更)
- 第38条 (甲による指定の取消し)
- 第39条 (乙による指定の取消しの申出)
- 第40条 (不可抗力による指定の取消し)
- 第41条 (指定期間終了時の取扱い)

## 第10章 その他

- 第42条 (権利・義務の譲渡の禁止)
- 第43条 (本業務の範囲外の業務)
- 第44条 (広域避難場所)
- 第45条 (請求、通知等の様式その他)
- 第46条 (協定の変更)
- 第47条 (リスク負担)
- 第48条 (解釈)
- 第49条 (疑義についての協議)

箕面市（以下「甲」という。）と【維持管理運営企業名】（以下「乙」という。）とは、市民温水プール（以下「本施設」という。）の管理運営等に関し、箕面市立総合運動場条例（平成17年条例第27号。以下「条例」という。）及び箕面市立総合運動場条例施行規則（平成17年教育委員会規則第21号）に定めるもののほか、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定における乙の業務又は債務については、【維持管理運営企業名】が指定管理者としてこれを履行し、負担するものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を発揮することにより、本施設を有効に活用し市民のスポーツ振興を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び指定管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な立場に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理する施設）

第5条 乙が指定管理者として管理を行う本施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	区分	所在地
箕面市立第二総合運動場	市民温水プール	箕面市粟生外院一丁目一番

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、本施設を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(指定期間)

第6条 本協定による指定期間は、令和7年7月日から令和23年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 本業務の範囲と事業内容

(本業務の範囲)

第7条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の維持管理運営に関する業務
- (2) 本施設の利用の制限に関する業務
- (3) 利用料金の収受及び減免に関する業務
- (4) 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力及び協働に関する業務
- (5) 甲及び甲の関係機関が実施する各種調査、報告に関する業務
- (6) 原状回復に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市民温水プール整備運営事業公募型プロポーザル募集要項」及び「市民温水プール整備運営事業要求水準書」に定める事項、並びに乙が箕面市民温水プール整備運営事業の募集にて提案書類に記載した事項を遵守するものとする。

3 第1項の業務は、別に定める仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

4 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を変更することができる。

(業務範囲の変更)

第8条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。

(本業務の事業内容)

第9条 本業務の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 開業準備業務

- ① 事前広報、利用受付等業務
- ② 開館式典及び内覧会等実施業務
- ③ 開業準備期間中の本施設の維持管理運営準備業務
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務

- ③ 修繕・更新業務
  - ④ 什器・備品等保守管理業務
  - ⑤ 外構等維持管理業務
  - ⑥ 清掃業務
  - ⑦ 植栽等維持管理業務
  - ⑧ 警備保安業務
  - ⑨ 環境衛生管理業務
  - ⑩ 事業期間終了時引継業務
  - ⑪ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- (3) 運営業務
- ① 一般利用者受付業務
  - ② 学校利用に関する運営業務
  - ③ プール監視等業務
  - ④ 広報・情報発信業務
  - ⑤ 総合管理業務
  - ⑥ 駐車場・駐輪場運営業務
  - ⑦ 事業期間終了時引継業務
  - ⑧ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第10条 乙は、次に掲げる事項を遵守し、適正に本施設の管理を行わなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働関係法令、箕面市総合運動場条例（昭和17年条例第27号）、箕面市立総合運動場条例施行規則（平成17年箕面市教育委員会規則第21号）、その他関係法令等を遵守し、本施設の適切かつ効率的な管理を行うこと。
  - (2) 甲が実施した市民温水プール整備運営事業に係る事業者の募集手続（以下「本件募集手続」という。）において、甲が令和7年1月10日付で公表した「箕面市民温水プール整備運営事業公募型プロポーザル募集要項」及び「市民温水プール整備運営事業要求水準書」（その後公表した修正及び同書に係る質問回答書を含む。以下「募集要項等」という。）、本件募集手続において乙を含むDBO事業予定者が甲に対して提出した事業者提案書（以下「事業者提案書」という。）を遵守すること。
  - (3) 本施設の秩序の維持及び安全の確保に万全を期すこと。
  - (4) 本施設を常に善良な管理者の注意をもって維持管理すること。
- 2 本協定、募集要項等、事業者提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、要求水準書、事業者提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業者提案書にて募集要項等を上回る水準が提案されている場合は、事業者提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第11条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(第三者による実施の制限)

- 第 12 条 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に甲の承諾を受けるものとする。
  - 3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関し、乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(本施設の維持保全等)

- 第 13 条 乙は、善良なる管理者の注意を持って本施設の維持保全を行うこととする。
- 2 本施設の維持保全等業務（修繕等）については、別紙 1「リスク分担表」による。

(緊急時の対応)

- 第 14 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 2 乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると甲が判断した場合は、本施設の利用及び管理について甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害における特別対応に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 5 条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、市民温水プールの管理を行わなければならない。

(適正な手続の確保)

- 第 15 条 乙は、利用の拒否その他の処分を行う場合には、箕面市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）を遵守し、これらの処分に関する適正な手続をとらなければならない。
- 2 乙が行う本施設の利用者に対する各種の指導については、箕面市行政手続条例の趣旨に従い、これを適切に行わなければならない。

(個人情報保護)

- 第 16 条 乙及び本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 22 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(情報の公開)

- 第 17 条 乙は、管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録等（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。対象文書の情報の公開については、箕面市情報公開条例（平成 17 年条例第 2 号）の趣旨にのっとり、適正に行うものとする。
- 2 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例（平成 17 年条例第 2 号）に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

## 第 4 章 備品の扱い

(甲による備品の貸与)

- 第 18 条 甲による備品の貸与は、原則ないものとする。

(乙による備品等の購入)



第 19 条 乙は、乙の責任と負担により、備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

## 第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第 20 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに次に掲げる事項を記載した事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 当該年度の事業概要
- (2) 人員配置等履行体制
- (3) 施設、付属設備等の維持管理計画
- (4) 開館時間及び休館日並びに利用料金体系の設定に係る事項
- (5) 自主事業に係る事項
- (6) 収支予算
- (7) その他甲が指示する事項

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(定期報告書)

第 21 条 乙は、次に掲げる事項について、毎月 10 日までに、前月の状況を甲に報告するものとする。

- (1) 本施設の利用状況
- (2) 備品購入及び修繕の実施状況
- (3) その他甲が指示する事項

(事業報告書)

第 22 条 乙は、毎年度終了後 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況及び利用状況
  - (2) 使用料又は利用に係る料金の収入実績
  - (3) 管理に係る経費の収支状況
  - (4) その他甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第 38 条から第 40 条に基づいて、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(維持管理運営業務の評価の実施)

第 23 条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち、甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
- (3) 評価の実施に必要な資料の作成
- (4) 評価の実施時における説明

- (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 指定管理料（納付金）及び利用料金

### （指定管理料（納付金））

第24条 甲は、本業務実施に要する費用として、提案書類に基づき、甲の予算の範囲内で指定管理料を乙に支払う。（乙は、本業務実施により得た収益から、提案書類に基づき、納付金を甲に支払う。）

- 2 前項の指定管理料（納付金）の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、次の表のとおりとする。

期 間	指定管理料（納付金）（税抜金額）
令和7年●月●日～令和23年●月●日	年額 ●円

- 3 第8条の規定による業務の範囲の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料（納付金）を変更するときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

### （支払方法）

第25条 甲は、指定管理料について、乙の請求により、前払金として毎年度4月、7月、10月及び1月に当該年度の指定管理料（税抜金額）を4で除した額に請求月時点における消費税及び地方消費税を加算した金額（小数点以下四捨五入）を支払うものとする。ただし、前条第3項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。（乙は、納付金について、甲の請求により、毎年度3月31日までに当該年度の納付金を一括で納付するものとする。）

### （利用料金収入の取扱い）

第26条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。なお、指定管理期間満了後において、指定管理期間中の利用に係る

### （利用料金の決定）

第27条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じ、甲と乙の協議を行うものとする。未収利用料金は、乙に帰属する。

- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

### （損害賠償）

第28条 乙は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第 29 条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由、又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 30 条 乙は、本施設を管理運営するにあたり、本施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第 31 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 32 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 33 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可効力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

## 第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 34 条 乙は、乙の費用負担において、維持管理運営期間終了後、甲又は甲が指定するものが本施設を継続的に維持管理運営できるように、維持管理運営期間終了日の約 2 年前から本施設等の維持管理運営に係る必要事項や設備等の操作要領、申し送り事項その他の関係資料を甲に提供する等、本施設の引継ぎに必要となる協議・協力を始めることとし、本協定の終了に際しは、甲又は甲が指定するものに対し、直接本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 35 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として本施設を原状に回復し、甲に対して本施設を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は本施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

3 乙は、維持管理運営期間満了後も、甲又は甲が指定するものが継続して施設運営を行うことに支障のない状態で本施設を引き渡すことができるよう、乙の負担により事前に検査を行い、施設の性能が確保されていることを確認し、甲の承諾を得なければならない。

(備品等の扱い)

第 36 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

## 第 9 章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(乙の構成員の変更)

第 37 条 乙は、やむをえない事由によりその構成員を変更しようとする場合、甲に対して構成員の変更を申し出ることができる。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(甲による指定の取消し)

第 38 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は、期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。

(5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第 39 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

(3) その他、乙が必要と認めるとき。

- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項第3号の規定により乙が申出を行おうとするときは、乙は指定の取消しを申し出た日から原則として1年間、本業務を継続しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
  - 3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了後の取扱い)

- 第41条 第34条から第36条の規定は、第38条から第40条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はこの限りではない。

## 第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第42条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

- 第43条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
  - 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
  - 4 乙が応募時に提案し、甲と乙の協議によりその内容を決定した特別提案の実施にかかる経費は乙が負担するものとする。

(災害時の対応)

- 第44条 乙は、災害時において、避難者の受入れ及び誘導等の必要な協力を行うこととする。
- 2 本施設が避難場所等として利用された場合の損失、費用その他の必要な事項については、甲乙において別途協議するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第45条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
  - 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第 46 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事業が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(リスク負担)

第 47 条 本協定本文に定めのあるもののほか、本業務に関する甲と乙とのリスク負担は別紙 1「リスク分担表」のとおりとする。

(解釈)

第 48 条 甲が、本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について、責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 49 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 原田 亮

乙

(別紙-1) リスク分担表 (案)

※本表によらない事象が発生した場合、市の責めに帰すべき事由によるもの、または事業者の責めに帰すべき事由によるものを個別に検証し判断する。なお、これに区別できないものは協議による。

区分	リスクの種類		整理 No.	リスクの内容	負担者	
					市	事業者
共通	提供した情報リスク		1	市の帰責事由に関するもの（募集要項等の記載内容の誤り等）	○	
	契約リスク		2	市の帰責事由により、契約が締結できない・契約手続に長期間を要する等に関するもの	○	
				事業者の帰責事由により、契約が締結できない・契約手続に長期間を要する等に関するもの		○
	応募リスク		3	本事業への応募費用に関するもの		○
	事業計画リスク		4	市の帰責事由による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等	○	
				上記以外の事由（不可抗力及び法令変更を除く）による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等		○
	制度関連 リスク	法制度変更リスク(税制含)	5	本事業に直接関係する法制度の新設・変更等	○	
				上記の法制度以外の法制度の変更		○
		許認可リスク	6	市の帰責事由による申請手続等の不備および許認可等の遅延によるもの	○	
	上記以外の事由による申請手続等の不備および許認可等の遅延によるもの				○	
	議会リスク	7	本事業に係る議会の議決が得られない場合に、それまでに市に発生した費用	○		
			本事業に係る議会の議決が得られない場合に、それまでに事業者が発生した費用		○	
	社会 リスク	住民問題リスク	8	本事業を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動・訴訟・要望等	○	
				上記以外で、本事業に係る事業者の帰責事由による住民反対運動・訴訟・苦情等		○
		環境問題リスク	9	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題(騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など)		○
	第三者賠償 リスク	10	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○		
			上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○	
	債務不履行リスク		11	市の帰責事由によるもの(支払遅延、不能等)	○	
				事業者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能等(事業の破綻・悪化・放棄、サービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等)		○
	金利リスク (※1)		12	提案書受付日から市の指定する日までの金利変動	○	
		13	市の指定する日以降の金利変動		○	
物価リスク (※2)		14	施設供用開始前のインフレ・デフレ	○	△	
		15	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	△	
資金調達リスク		16	市の資金調達に関するもの	○		
		17	事業者の資金調達に関するもの		○	
能力不足リスク		18	事業者の構成員等の能力不足等による事業悪化		○	
不可抗力リスク (※3)		19	戦争、暴動、自然災害等による事業の事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等によって生じた追加費用のうち一定の額	協議事項		
			20	上記を超える額	○	

区分	リスクの種類	整理 No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
設計・建設段階	測量・調査リスク	21	市が実施した測量・調査に起因するもの	○	
		22	上記以外の測量・調査等に起因するもの		○
	設計変更リスク	23	市の提示条件の不備・変更又は市の追加条件に伴う設計変更(軽微なものを除く)	○	
		24	本事業に関する上記以外の事由(不可抗力及び法令変更を除く)による設計変更		○
	設計完了遅延リスク	25	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		26	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
	用地リスク	27	本施設計画予定地の確保に関するもの	○	
		28	本施設計画予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地不適合リスク	29	本施設建設予定地で土壌汚染が顕在化した場合、市が公表している資料から予測可能なもの		○
		30	本施設建設予定地で地下埋設物(埋蔵文化財を含む)が顕在化した場合、市が公表している資料から予測可能なもの		○
		31	上記以外の土地の不適合	協議事項	
	地質・地盤リスク	32	予見不能な地質・地盤状況により工法・工期などに変更が生じた場合の追加費用(受注者による事前調査等から予見できず、着工後に確認された場合に限る)	協議事項	
		33	上記以外の地質・地盤の影響による追加費用		○
	工事監理リスク	34	工事監理の不備により生じる追加費用及び損害		○
	工事費変更リスク	35	市の帰責事由によるもの	○	
		36	事業者の帰責理由によるもの		○
	工事完了遅延リスク	37	市の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責理由によるもの		○
	要求性能未達リスク	39	施工時検査等で発見された要求性能の不適合(施工不良を含む)		○
	要求水準変更リスク	40	市の指示による要求水準等の変更に伴う追加費用及び損害	○	
施設損傷リスク	41	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物に生じた損傷、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
運営・維持管理段階	運営開始の遅延	42	市の帰責事由によるもの	○	
		43	事業者の帰責理由によるもの		○
	運営費の膨張	44	市の指示・責任による運営費の膨張	○	
		45	人件費等の運営費の膨張		○
	事業内容の変更	46	市の帰責事由による事業内容の変更(用途変更など)	○	
	市場環境の変化	47	利用者の減少・競合施設の増加・需要見込みの誤り・その他の事由による経営不振		○
	支払いの遅延・不能	48	市の帰責事由による対価支払い遅延・不能によるもの	○	
	利用料金の未収	49	利用料金の未収による収入減		○
	要求水準の未達	50	事業者が行う維持管理・運営業務の内容が契約書等に定める水準に達しない場合		○
	施設利用者への対応	51	利用者からの苦情、利用者間のトラブル対応、施設内および事業敷地内における事故の発生等		○
	契約不適合責任	52	担保期間内における施設の契約不適合		○
		53	担保期間終了後における施設の契約不適合	○	
	債務不履行	54	市の帰責事由による業務及び協定内容の不履行	○	
		55	事業者の帰責事由による業務及び協定内容の不履行		○



区分	リスクの種類	整理 No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
運営・維持管理段階	修繕	56	事業期間中に必要となる修繕費の負担		○
	備品更新	57	事業期間中に必要となる備品更新費の負担		○
	施設設備等の損傷	58	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
		59	施設・整備の設計・構造上の原因によるもの		○
		60	税法上の資本的支出		協議事項
		61	市の責任による施設設備等の損傷	○	
	安全性の確保	62	管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
	情報管理・セキュリティ	63	業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護		○
		64	市の帰責事由による情報漏えい、犯罪発生等	○	
		65	事業者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
	損害賠償	66	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
		67	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）（設計・建設の瑕疵は除く）	○	
		68	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害		○
		69	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む）		協議事項
	運営リスク	70	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		71	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）		協議事項
	使用者対応	72	事業者の業務範囲のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
		73	市の指示・責任による利用者間のトラブルへの対処	○	
	周辺地域・住民への対応	74	地域との協調		○
		75	管理運営の業務内容に対する住民からの要望等		○
設定の取消リスク	76	期間を定める管理業務の全部又は一部の停止における費用負担（ただし、事業者の責めによらない場合を除く。）		○	
需要変動リスク	77	一般開放の利用者数等の需要変動に伴う維持管理・運営費の増大		○	
	78	学校水泳授業を受ける児童・生徒数の変動に伴う維持管理・運営費の増大（※4）	△	○	
移管	事業の終了手続き	79	管理運営業務の期間が終了した場合、又は期間中途における事業者の撤収・現状復旧に係る費用		○
		80	事業終了時における施設の性能確保に関する事項		○
		81	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○
		82	管理業務開始前、業務終了後等の引継ぎに係る費用		○

（凡例） ○：主分担 △：従分担

（※1） 基準金利確定日までは市、その後は事業者。

（※2） 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市。

（※3） 一定範囲の損害は事業者。

（※4） 人口データや現時点での児童・生徒数から想定できる範囲の変動は事業者負担、それ以上の急激な増減は市。